

「働き方改革」の取り組みを支えるため
各労働基準監督署に

労働時間相談・支援コーナー を設置しています!!

専門の「労働時間相談・支援班」が、以下のようなご相談について、お悩みに沿った解決策をご提案します。

調査や是正勧告はしませんので、お気軽にご相談ください。

◆長時間労働の削減

- ・長時間労働の削減に向けた取り組み
- ・労働時間縮減に向けた助成金の紹介

◆新たな働き方に対する対応

- ・感染症防止策の導入
- ・テレワークの導入 など

◆労働時間等の労働条件関係

- ・時間外・休日労働協定（36協定）の作成手続
- ・変形労働時間制・有給休暇制度などの労働時間・休暇制度の導入
- ・労働時間に応じた健康確保対策 など

【お問い合わせ】

佐賀労働基準監督署 ☎0952-32-7133 武雄労働基準監督署 ☎0954-22-2165
唐津労働基準監督署 ☎0955-73-2179 伊万里労働基準監督署 ☎0955-23-4155

この他にも「働き方改革」に関する様々な支援を実施しています。裏面をご参照下さい。

「スタートアップ労働条件」



◆自社の労務管理・安全衛生管理の診断ができるほか、労働基準法の基本的な仕組みなどの情報を掲載しています。

(URL) <https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/>



「働き方・休み方改善ポータルサイト」



◆自社の働き方・休み方の改善に向けたヒント、働き方・休み方改善に取り組む企業の事例などを掲載しています。

(URL) <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



秘密厳守

中小企業・小規模事業者の皆様へ

職場環境の整備や社員の待遇改善等への対応はお済みですか？

厚生労働省

佐賀労働局 委託事業

佐賀働き方改革推進支援センターが

事業主の皆様を無料でお手伝いします！

オンライン相談OK

悩める経営者のチカラになります！



迷わずご相談ください

- 時間外労働の上限規制
(運輸・建設業の2024年問題含む)
- 同一労働同一賃金
- 36協定作成ポイント
- 年次有給休暇取得促進
- 生産性向上で賃金アップ
- 業務効率化から始めたい
- 人材不足対応(育成含む)
- 利用可能な助成金はないか？
- 何から始めたらよいかわからない

※これらは相談事例の一部です。他の相談も歓迎です。

当センターには労務管理や企業経営の専門家が待機しております。

無料 電話・メール相談

当センター内で、電話・メール・来所による相談を行います。

無料 コンサルティング

ご希望日に専門家が貴社を訪問、またはオンラインで課題解決に向けた支援を行います。

無料 セミナー・出張相談

お気軽にご参加いただけるWEBセミナーや、ご希望に応じたセミナー講師派遣、出張相談会を行います。

佐賀働き方改革推進支援センター

受付時間 9:00～17:00 (土日祝日を除く月～金曜日)

ホームページ

<https://hatarakikataikaiku.mhlw.go.jp/consultation/saga/>

佐賀働き方改革推進支援センター

電話 (フリーダイヤル)

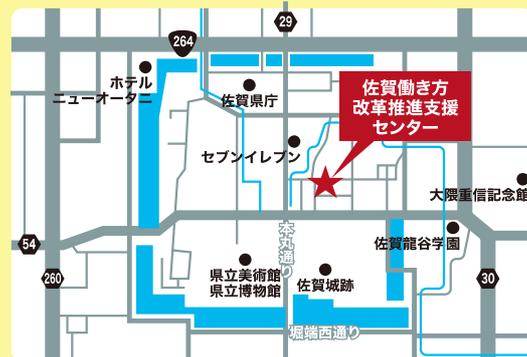
0120-610-464

E-mail

saga@task-work.com

ファックス

0952-20-2363



〒840-0041 佐賀市内2丁目9-28 オフィスサガ 21 5A

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業
実施機関 株式会社タスクール Plus (厚生労働省 佐賀労働局 委託事業)

専門家による無料相談・訪問支援申込票

佐賀働き方改革推進支援センター 宛

E-Mailの方は、saga@task-work.com へ下記内容をお送りください。

FAX 0952-20-2363

申込日： 年 月 日

会社名 事業所名		代表者名	
業 種		従業員数	名 (うち 非正規雇用労働者 名)
住 所	〒 -		
担当部署/役職	/	氏 名	
電話番号	() -	FAX 番号	() -
担当者携帯電話 (緊急時の連絡先)	- -	メールアドレス	@
相談・訪問支援 希望日時	<input type="checkbox"/> 希望日時がある場合 第1希望 月 日 / 時から 第2希望 月 日 / 時から 第3希望 月 日 / 時から		<input type="checkbox"/> 電話で調整を希望
相談方法 (いずれかに○)	※会社・事業所へ訪問 ・ センターへ来所 ・ ZOOM などによるオンライン相談		
相談内容 (ご希望内容にチェック)	<input type="checkbox"/> 働き方改革で何から手をつけたらよいか分からない <input type="checkbox"/> 生産性向上による賃金引上げ <input type="checkbox"/> 人材確保・人材育成 <input type="checkbox"/> 長時間労働の是正 <input type="checkbox"/> 有給休暇の取得義務への対応 <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 (不合理な待遇差の解消) <input type="checkbox"/> 高齢者活用・女性活躍推進 <input type="checkbox"/> ハラスメント防止対策 <input type="checkbox"/> 働き方改革関連法への対応全般 <input type="checkbox"/> 助成金制度の活用 <input type="checkbox"/> テレワーク・副業・兼業 <input type="checkbox"/> 給与体系・賃金制度(評価制度) <input type="checkbox"/> 労働時間管理(時間外労働 他) <input type="checkbox"/> 36 協定・就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 外国人の就労・受け入れ <input type="checkbox"/> しわ寄せ防止 <input type="checkbox"/> 仕事と育児・介護の両立支援(くるみん等)		
	<input type="checkbox"/> その他 ※特に相談したい内容がございましたら、こちらにご記入ください。		
この専門家相談支援を 知ったきっかけ	<input type="checkbox"/> 労働基準監督署からの紹介 <input type="checkbox"/> ハローワークからの紹介 <input type="checkbox"/> 金融機関からの紹介 <input type="checkbox"/> 商工会議所・商工会からの紹介 <input type="checkbox"/> Facebook ページを見て <input type="checkbox"/> 市町等のその他団体 <input type="checkbox"/> ホームページを見て <input type="checkbox"/> 労働局からの紹介 <input type="checkbox"/> その他 ()		

※ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。

お問い合わせ先

佐賀働き方改革推進支援センター (実施機関/株式会社タスクール Plus)

〒840-0041 佐賀市城内2丁目9-28 オフィスサガ 21 5A

☎ 0120-610-464 ☎ 0952-20-2363 ✉ saga@task-work.com

賃金引き上げ 特設ページを開設!



この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。
賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!



賃金引き上げ特設ページのメニュー



MENU 1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介



MENU 2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能



MENU 3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介



主な支援策の紹介

1

業務改善助成金

2

キャリアアップ
助成金

3

働き方改革
推進支援センター

その他にも
様々な支援策を
ご用意

▶ 同一労働同一賃金に向けた取り組み

正社員とパート・契約社員・派遣労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています(同一労働同一賃金)ので、賃金引き上げの際は、同一労働同一賃金にもご留意ください。

どのように取り組めば良いかわからないなど、お困りごとがありましたら、お申込みは
専門家による無料支援を働き方改革推進支援センターへ



< 2 / 2 > - 100% +



佐賀県の賃金引き上げの支援施策について※

※上記ページの「各都道府県の賃金引き上げ支援施策について」に掲載

事業場内最低賃金を3%以上引き上げる事業者が実施する生産性向上の取組に対し、補助金を交付。※対象者条件あり。

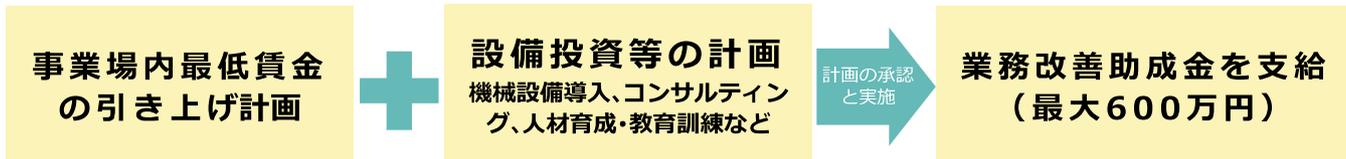
(補助率)補助対象経費の3分の2以内。ただし、伝統的地場製品製造事業者等については、4分の3以内。

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00399115/index.html>

申請期限：令和6年12月27日
 (事業完了期限：令和7年1月31日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
 また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- 事業場内最低賃金が898円
→ 助成率9/10
- 8人の労働者を988円まで引上げ（90円コース）
→ 助成上限額450万円
- 設備投資などの額は600万円

540万円
 (= 600万円 × 9/10)
 (設備投資費用 × 助成率)

>

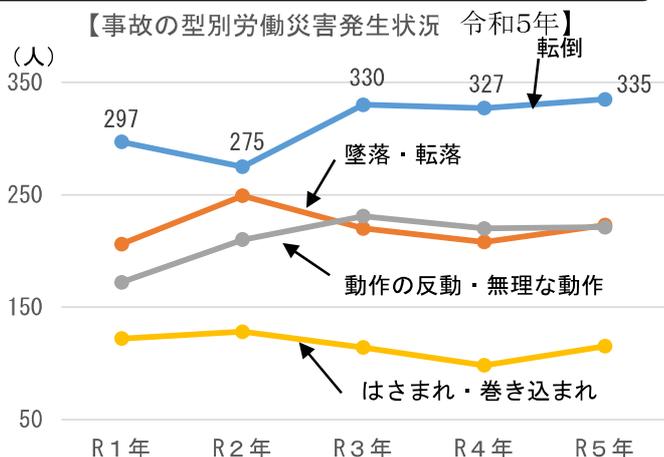
450万円
 (= 助成上限額)
 (90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

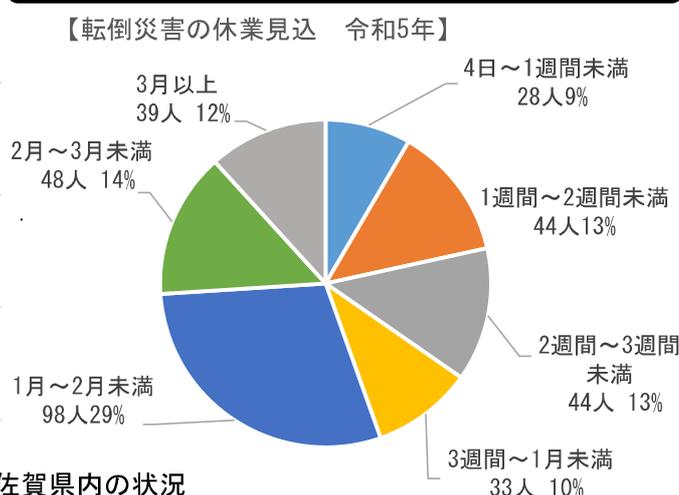
職場での転倒災害を防止しましょう！

休業4日以上労働災害のうち、転倒で被災の方が最も多い状況です。特に高齢者が転倒した場合は重症化する割合が高くなっています。

転倒災害が最も多く発生！

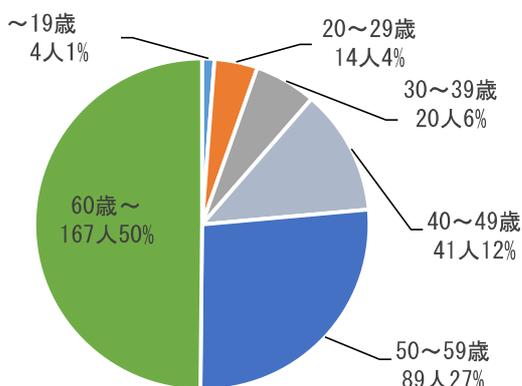


転倒災害は重症化しやすい！



50歳以上が3/4！

【転倒災害の被災者年齢構成 令和5年】



佐賀県内の状況
資料：労働者死傷病報告（休業4日以上）



転倒災害の主な原因

▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り	つまずき	踏み外し
<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床が滑りやすい素材である。 床に水や油が飛散している。 ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 	<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床の凹凸や段差がある。 床に荷物や商品などが放置されている。 	<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

① 作業場所の整理整頓
② 作業場所の清掃
③ 毎日の運動

転倒予防・腰痛予防の取組資料

転倒災害対策リーフレット
動画等

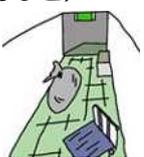


身体機能チェック
(口コチェック)



転倒災害防止対策のポイント

▶転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

4 S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法 「あせらない 急ぐときほど 落ち着いて」	その他の対策
<ul style="list-style-type: none"> 歩行場所に物を放置しない 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く 床面の凹凸、段差などの解消 	<ul style="list-style-type: none"> 時間に余裕を持って行動 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 足元が見えにくい状態で作業しない 	<ul style="list-style-type: none"> 作業に適した靴の着用 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起 

＜転倒しないための靴選びのポイント＞

- サイズ**
- 屈曲性**
- 重量**
- 重量バランス（前後）**
- つま先部の高さ**
- 靴底と床の耐滑性のバランス**

小さすぎても大きすぎても踏ん張りがきかずバランスを崩しやすくなります。

屈曲性が悪いとすり足になりやすく、つまづきの原因になります。

重すぎると足が上がりにくくなり、つまづきの原因になります。

つま先方向に重量が偏っていると、歩行時につま先が下がり、つまづきの原因になります。

つま先の高さが低いと、ちょっとした段差にも、つまづきやすくなります。

作業場所や内容に合った耐滑性であることが重要です。例えば、滑りにくい床に滑りにくい靴底では摩擦が強くなりすぎてつまづきの原因になります。



厚生労働省では、SAFEコンソーシアムを設立し、転倒・腰痛等の労働災害の増加に歯止めをかけるべく、企業・団体等で実施されている安全活動の取組み事例、労働災害防止シンポジウムの開催、優良事例の表彰等を公開していますのでSAFEコンソーシアムへの加盟をご検討ください。

※SAFEコンソーシアムとは、従業員の幸せのための安全アクション(Safer Action For Employees)を共通の目的とした組織(コンソーシアム)。

従業員のための安全アクション
SAFE コンソーシアムポータルサイト

SAFEとは?

コンソーシアム

シンポジウム

アワード

現場視察

転倒予防川柳

動画



SAFE
Safer Action For Employees

コンソーシアムについて
知りたい・加盟したい方へ

加盟メンバー検索

2/9 結果発表

SAFEアワード

受賞事例はこちら

転倒予防川柳

2023年度の結果はこちら

詳細はこちら

SAFE コンソーシアムポータルサイト
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



加盟はこちらから
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/sc/consortium>



SAFE コンソーシアム X @safe_mhlw
https://twitter.com/safe_mhlw

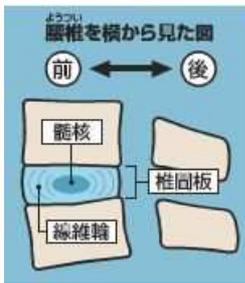


佐賀労働局

今日の腰痛予防対策マニュアル 資料10

(抜粋)

●原因: 腰の機能障害*の位置のズレなど



前屈みになると、通常は中央にある髓核という組織が後ろに少しズれます。それが積み重なると後ろへズレればなしになり、ぎっくり腰やヘルニアといった腰での事故が起きる可能性が上がります。急に大きく前屈み方向の負荷がかかると、一気に事故が起ることもあります。

* 髓核は、椎間板の中央にある水分の多いゲル状のやわらかい物質で、繊維輪という固い組織に囲まれています。髓核は移動しやすく、繊維輪に亀裂ができて外に飛び出した状態をヘルニアと呼んでいます。



腰での2大事故

「腰椎の機能障害(髓核の位置のズレ)」を起こさないための対策

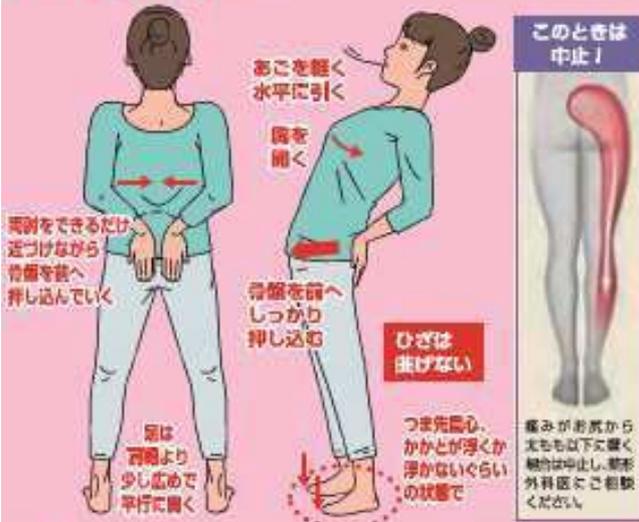
忙しい合間の腰痛予防の「これだけ体操」

移動など前屈みでの作業後、重い物を持った後、しばらく座りっぱなしだった後(特に腰に違和感を感じた時)には、「これだけ体操」をやりましょう!

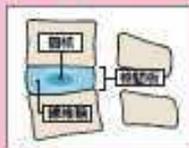
●どうやるの?

息を吐きながら、**3秒間** 骨盤をしっかりと押すだけ

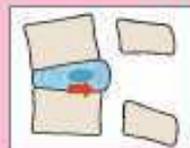
1~2回



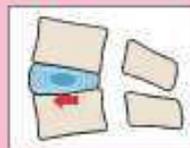
Q: なぜすぐに腰を反らすと良いのでしょうか?
A: 後ろへズレた髓核が中央に戻りやすいからです。



通常、髓核は椎間板の中央にあります。



前屈み姿勢によって髓核が前方へ移動し、椎間板のバランスが崩れます。



すぐ反らせば、容易に髓核がバランスの良い中央へ戻ります。

* 余裕があれば前屈み作業の前にも1~2回しっかり反らしておくとさらに良いでしょう。

基本姿勢としてのパワーポジション

学上や移動、前屈みになる時などの動作時は、下の**パワーポジション**を保つよう習慣化させましょう! 少しでも胸を張る感じで重量挙げ選手がバーベルを持ち上げる時の姿勢をイメージしてください!



無防備な猫背姿勢



パワーポジション

面倒くさがらずに徹底すべき口頃の習慣

介護の現場では、**パワーポジション**を基本としつつ下に示したような工夫も習慣化させましょう!



ベッドの高さが低過ぎる



ベッドの高さを上げる



要介護者から離れている



片足をつき要介護者に近づく



腰を曲げていない無防備な猫背



座って良い姿勢を保持

●知っておきたい新常識

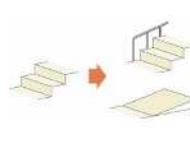
明らかな原因疾患のない一般的な腰痛に対しては、今や予防としても治療としても世界的に「安静」は勧められていません。「ぎっくり腰」でさえも、安静を保ち過ぎると再発しやすくなるなど、かえってその後の経過がよくないことがわかっており、お仕事を含み普段の活動をできる範囲で維持することが世界標準の考え方です。

エイジフレンドリーガイドライン 資料11

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう



1 安全衛生管理体制の確立

● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

● 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

● 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

雇い入れ時および定期の健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

● 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

● 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。

・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

● 心身両面にわたる健康保持増進措置

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

● 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。

（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）

エイジフレンドリー補助金

- エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者（60歳以上）の労働災害防止に取り組む中小企業事業者の皆さまを支援しています。
- 高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒・腰痛防止のための専門家による運動指導等の実施、労働者の健康保持増進に取り組む際は、エイジフレンドリー補助金を是非、ご活用ください。

エイジフレンドリー補助金

